

ウェブ会議等の方法による手続を協力依頼により行う場合の事務の取扱いについて

令和2年9月1日民二第2055号高等裁判所長官、地方・家庭裁判所長あて民事局長・行政局長・家庭局長・総務局長・経理局長通達

改正 令和6年4月16日民二第907号

改正 令和8年2月27日民二第423号

刑事事件、医療観察事件及び少年事件を除く事件において、法律又は最高裁判所規則に規定する映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法又は音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法により、手続を主宰する裁判所と同裁判所の構外に所在する裁判所とを接続して標記の手続を行う場合の事務の取扱いについて、下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 用語の定義

この通達における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 証人等 証人、当事者、鑑定人、通訳人、利害関係参加人その他事件の関係人をいう。
- 2 courts Wi-Fi 裁判所が来庁者等のために提供する無線LANによるインターネット接続サービスをいう。
- 3 テレビ会議の方法による手続 ビデオリンク・テレビ会議統合システムの機器、構外別室用機器又は民事若しくは家事のテレビ会議システムの機器を利用

して行われる刑事事件、医療観察事件及び少年事件を除く事件の期日等における手続のうち、手続を主宰する裁判所の構外に所在する裁判所と接続して行うものをいう。

4 ウェブ会議の方法による手続 Microsoft Teams 又は Cisco Webex を利用したウェブ会議を利用して行われる、刑事事件、医療観察事件及び少年事件を除く事件の期日等における手続のうち、手続を主宰する裁判所と手続を主宰する裁判所の構外に所在する裁判所とを接続して行うもの（手続を主宰する裁判所と証人等が持参したパソコン等の機器を、手続を主宰する裁判所の構外に所在する裁判所の courts Wi-Fi を利用して、接続して行うものを含む。）をいう（以下、3及び4の各手続を併せて「ウェブ会議等の方法による手続」という。）。

5 接続元の裁判所 ウェブ会議等の方法による手続を主宰する裁判所が当該手続を行う裁判所をいう。

6 出頭裁判所 ウェブ会議等の方法による手続を行うため、証人等又は専門委員が出頭する裁判所（接続元の裁判所を除く。）をいう。

7 利用法廷等 ウェブ会議等の方法による手続を行う際に、証人等又は専門委員を在席させる出頭裁判所の法廷、準備手続室、審判廷、調停室等をいう。

8 利用機器 利用法廷等においてウェブ会議等の方法による手続に利用する機器をいう。

9 訟廷管理官 民事若しくは家事の訟廷管理官又は訟廷管理官をいう。

10 事件担当書記官 接続元の裁判所においてウェブ会議等の方法による手続を行う事件を担当する裁判所書記官をいう。

11 共助事件担当者 出頭裁判所においてウェブ会議等の方法による手続に係る共助事件を担当する者をいう。

12 旅費等 証人等に支給する旅費、日当及び宿泊料をいう。

第2 接続元の裁判所の構外に所在する裁判所と接続してウェブ会議等の方法によ

る手続を行う場合の事務

1 利用法廷等及び利用機器の使用状況の照会先

利用法廷等及び利用機器の使用状況に関する照会は、出頭裁判所の訟廷管理官の下に置かれた庶務係（庶務係が置かれていない場合は事件係）に対して行う。ただし、訟廷管理官が置かれていない場合は主任書記官（主任書記官が二人以上であるときは上席の主任書記官）に対して、訟廷管理官及び主任書記官が置かれていない場合は裁判所書記官（裁判所書記官が二人以上であるときは上席の裁判所書記官）に対して、当該照会を行う。

2 ウェブ会議等の方法による手続を行う場合に必要な事務の嘱託

(1) 事件担当書記官は、ウェブ会議等の方法による手続の実施に必要な事務について、出頭裁判所に対して、嘱託書を Microsoft 365 アプリケーション又は電子メール等を利用して送付する方法により嘱託する。

(2) 出頭裁判所は、令和7年12月23日最高裁総三第796号事務総長通達「電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事務処理について」の第2の1(2)又は(3)に準じて、嘱託書の受付手続を行い、同通達別表第1-1の共助事件又は別表第1-2の共助事件に準じて、同通達に規定する事件管理システムに記録する。

3 出頭裁判所における事務

(1) 共助事件担当者は、直ちにウェブ会議等の方法による手続の予定日時における利用法廷等及び利用機器を確保する。

(2) 共助事件担当者は、事件担当書記官に対し、共助事件担当者の氏名及び官職を遅滞なく通知する。

(3) 出頭裁判所においてウェブ会議等の方法による手続に立ち会う職員は、当該手続の実施中、当該手続を主宰する裁判所の指示に従う。

4 証人等の呼出しの事務

証人等に対する期日の呼出しに関する事務は、事件担当書記官が行う。

5 傍聴用のモニターの設置等

尋問期日や傍聴が許可された弁論準備手続期日等において、手続を傍聴させるためのモニター（以下「傍聴用のモニター」という。）を設置する場合は、傍聴用のモニターには、ウェブ会議等の方法による手続を主宰する裁判所が当該手続に利用するモニターに映し出された映像と同様の映像を映し出すものとする。

6 録音又は録画による電磁的記録の作成

民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）第68条第1項その他の最高裁判所規則の規定による録音又は録画による電磁的記録の作成は、期日に立ち会った裁判所書記官が接続元の裁判所に設置した記録装置を用いて行う。

7 共助事件関係書類等の取扱い

（1）共助事件担当者は、事件担当書記官に対し、宣誓書及び旅費等の請求書を送付する（宣誓書を作成しない場合はその送付を要しない。）。この宣誓書及び旅費等の請求書は、Microsoft 365 アプリケーション、電子メール又はファクシミリ等を利用して送付することができる。

（2）（1）に掲げる書類以外の共助事件関係書類は、送付することを要しない。

8 旅費等の予納及び支給の事務

旅費等の予納及び支給に関する事務は、ウェブ会議等の方法による手続を行う事件が係属する裁判所が取り扱うものとする。

付 記（令6. 4. 16民二第907号）

この通達は、令和6年4月16日から実施する。

付 記（令8. 2. 27民二第423号）

1 実施

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の施行の日（令和8年5月21日）から実施する。

2 経過措置

この通達中第2の2、第2の6及び第2の7(1)の定めは、次の事件を除く事件については適用せず、なお従前の例による。

- (1) 訴えに係る事件（人事訴訟（人事訴訟法（平成15年法律第109号）第2条に規定する人事訴訟をいう。）及び家庭裁判所における執行関係訴訟（民事執行法（昭和54年法律第4号）第24条又は第33条から第35条まで（第24条及び第35条を除き、これらの規定を民事保全法（平成元年法律第91号）第46条において準用する場合を含む。）に規定する訴えに係る訴訟であって家庭裁判所の管轄に属するものをいう。）に係る事件を除く。以下同じ。）であってこの通達の実施の日（以下「実施日」という。）以後に提起されるもの（実施日前にされた訴え以外の申立てについて、実施日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを除く。）
- (2) この通達の実施日以後に開始される民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）
- (3) 実施日前に提起された訴えに係る事件についての裁判に対する再審事件であって、実施日以後に不服申立てがされるもの